

# 平成25年度における人事行政の運営状況について

浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成20年浪江町条例第1号)第6条の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について公表します。

## I 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の任用は、受験成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとされており、退職等により職員の職に欠員があるときに、現に職員でない者を職員の職に任命する採用や職員を現に有する職よりも上位の者に任命する昇任などを行っています。

(1) 職員の採用状況及び退職事由別の職員の退職等の状況は、次のとおりです。

H26.4.1 (人)

採用者数	行政職 9
------	----------

派遣職員 の増減数	福島県	市町村 共済組合	双葉郡 広域市町村 組合	合 計
	0	0	0	0

H25.4.1 ~ H26.3.31 (人)

退職者数	定年退職	定年退職以外 の退職	合 計
	8	7	15

(2) 各会計年度の当初予算に計上される人件費を算定する基礎となる職員数について、効率的・効果的な町政運営の観点から、計画的な定員管理に努めています。部門別の職員数の状況と主な増減理由は、次の表のとおりです。

		職員数(人)			主 な 増 減 理 由
		25年度	26年度	増減数	
一 般 行 政	議 会	3	3	0	
	総務企画	67	75	8	業務増により
	税 務	7	6	1	事務の統廃合、縮小により
	民 生	18	15	3	事務の統廃合、縮小により
	衛 生	17	18	1	業務増により
	農 林	5	5	0	
	商 工	2	3	1	業務増により
	土 木	4	2	2	事務の統廃合、縮小により
	小 計	123	127	4	
行教育	教 育	15	13	2	欠員不補充
	小 計	15	13	2	
企公業	水 道	3	4	1	業務増により
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	13	14	1	業務増により
	小 計	19	21	2	
合 計		157	161	4	

(注) 職員数は一般職員に属する職員数であり、地方自治法、公益法人等への派遣等に関する条例に基づく派遣職員を含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

## II 浪江町の給与・定員管理等について

### 1 総 括

ここに用いられている数値は、国家公務員、県職員、類似団体職員等との比較のため、平成25年4月1日現在の普通会計職員のものを使用しています。なお、個人情報の保護の観点から職員数が1人の区分については、「※」で表示しています。

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

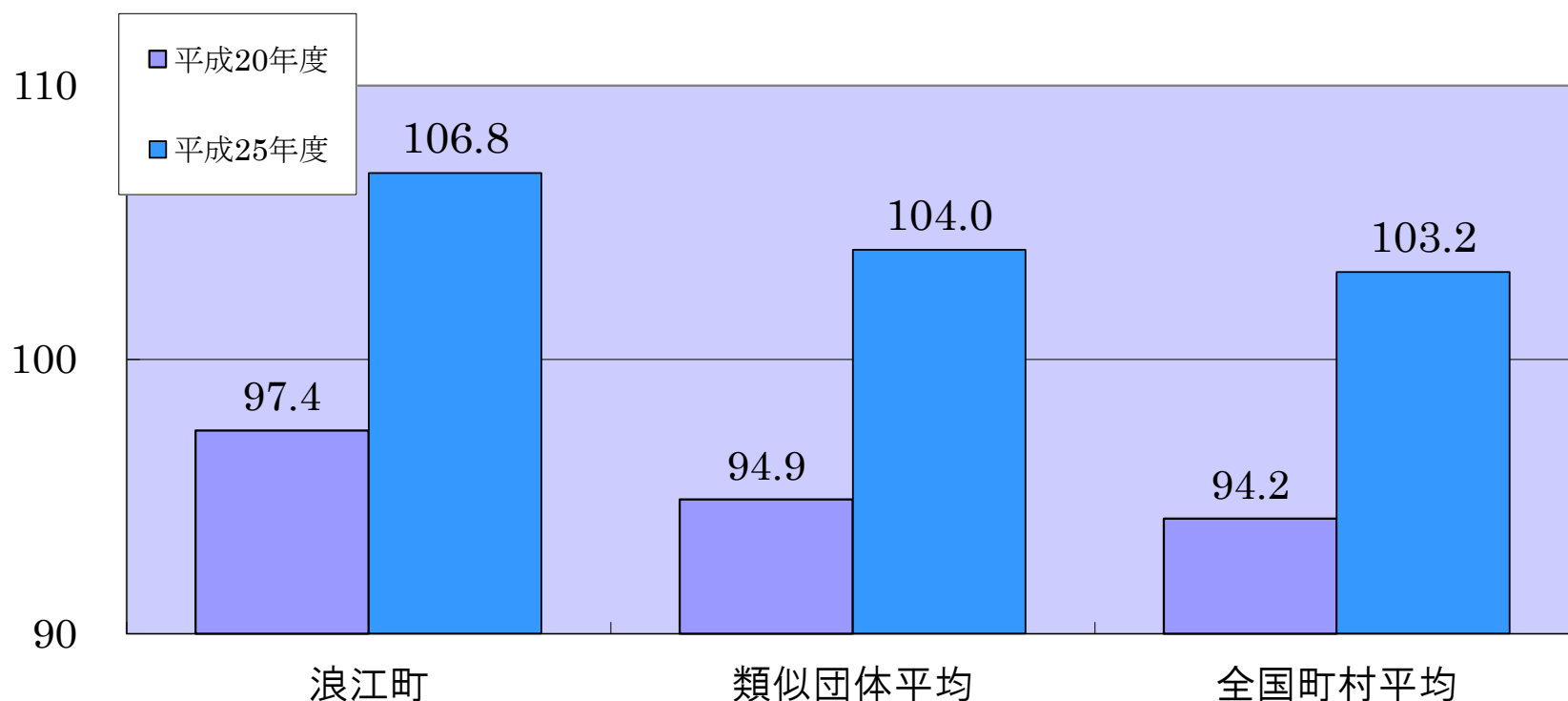
区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成23 年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	19,680	8,644,919	436,974	1,430,908	16.6	12.1

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人あたり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手 当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	150	553,644	172,211	195,717	921,572	6,143

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

#### (4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (5) 給与改定の状況

##### ① 月 例 給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	較差	勧告		
	<b>当町には人事委員会を設置していないので記載不要</b>				%	%
			0 (0.0%)	0	0.0	0.0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ② 特 別 給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合	公務員の支給割合	差	勧告		
	<b>当町には人事委員会を設置していないので記載不要</b>				月	月
			0			

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成26年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200
最高号給の 給料月額	247,900	313,700	361,500	406,800	420,900	438,400

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
浪江町	40.8歳	305,200円	379,301円	320,662円
福島県	43.2歳	338,309円	419,988円	367,674円
国	43.1歳	307,220円 (332,446)	—	376,257円 (405,463)
類似団体	42.5歳	316,601円	361,874円	342,511円

（注）国家公務員における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

### ② 技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 （A）	平均給与月額 （国ベース）	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 （B）
浪江町	59.5歳	5人	354,800円	375,700円	363,600円	—	—	—
うち用務員	59.5歳	5人	354,800円	375,700円	363,600円	用務員	53.7歳	202,700円
福島県	53.0歳	303人	376,713円	420,656円	397,644円	—	—	—
国	49.9歳	人	286,850円 (272,199)	—	325,400円 (309,354)	—	—	—
類似団体	48.8歳	12人	288,301円	310,962円	299,756円	—	—	—

- （注）
- 1 民間類似職種の給与情報は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」の職種別の数値を3ヶ年平均（平成22年度から平成24年度までの労働者数で加重平均）したものである。
  - 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
  - 3 国家公務員における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

③ 教育職(中学校・小学校・幼稚園)

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
浪 江 町	56.3 歳	397,200 円	401,533 円
福 島 県	47.0 歳	406,120 円	446,249 円
類 似 団 体	41.5 歳	302,044 円	323,362 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 25 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		浪 江 町	福 島 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	175,100 円	181,000 円	163,987 円 (172,200)
	高 校 卒	142,500 円	146,900 円	133,418 円 (140,100)
技 能 労 務 職	高 校 卒	153,400 円	144,500 円	—
	中 学 卒	123,400 円	136,100 円	—
教 育 職(幼 稚 園)	大 学 卒	175,100 円	—	—
	短 大 卒	155,400 円	—	—

(注) 国家公務員における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

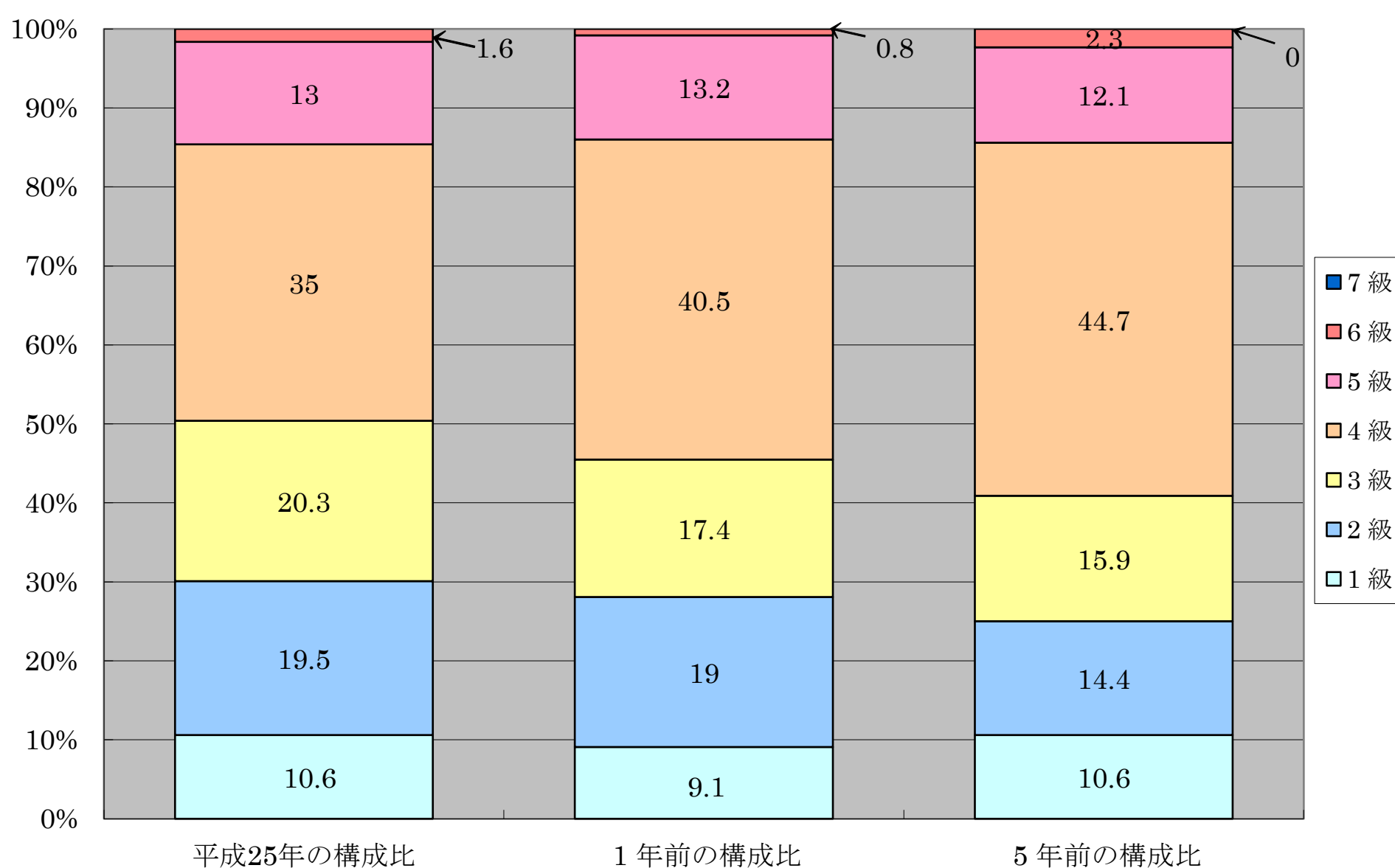
区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一 般 行 政 職	大 学 卒	270,300 円	291,300 円	371,400 円
	高 校 卒	224,000 円	— 円	329,150 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—
教 育 職(幼 稚 園)	大 学 卒	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—

— の部分は、該当する職員がない。

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事の職務	13 人	10.6 %
2 級	副主査の職務	24 人	19.5 %
3 級	係長の職務	25 人	20.3 %
4 級	課長補佐の職務	43 人	35.0 %
5 級	課長の職務	16 人	13.0 %
6 級	困難な業務を処理する課長の職務	2 人	1.6 %



※ 平成19年 4 月に 7 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

5 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

浪 江 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,349 千円	1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,638 千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.55 3月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 15 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 % 管理職加算 15 ~ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 25 %

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給である。

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

浪 江 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20 %加算) 1人当たり支給額 19,166 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20 %加算)

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成25年4月1日現在)

平成24年度は支給対象職員無し

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)			4,603 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			44 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度決算)			66 %
手当の種類(手当数)			4種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業従事職員の手当	防疫作業に従事する職員	防疫作業に直接従事した場合	日 額 350 円
死体取扱作業等従事職員の手当	死体を取り扱う作業等に従事する職員	死体を取り扱う作業等に従事	日 額 1,000 円
災害応急作業等従事職員の手当	災害応急作業等に従事する職員	東京電力福島第一原子力発電所敷地内	原子炉建屋内 日 額 40,000 円
		免震重要棟の外	故障設備等現場確認 日 額 20,000 円
			上記以外 日 額 13,300 円
		免震重要棟内	日 額 5,000 円
			帰還困難区域
		屋内 1,330 円	
居住制限区域	屋外 日 額 3,300 円 (4時間未満は1,980円)		
	屋内 660 円		
診療所勤務職員の手当	診療所に勤務する医師 診療所に勤務する看護師	診療所での職務に従事した場合	勤務した1月につき往診料の100分の50に相当する額
			給料月額と調整手当月額の合計額の100分の50に相当する額
			月 額 2,000 円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (24年度決算)	118,992 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	753,113 円
支給実績 (23年度決算)	88,384 千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	505,051 円

## (6) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度内 の異なる 内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たりの 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 (ただし、配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人は11,000円) ・16歳から22歳までの子1人につき 5,000円加算	同	—	17,795 千円	217,012 円
住居手当	・借家、借間 月額9,500円を越える家賃を支払っている職員に対し、支払家賃金額に応じて 100 円 ~ 27,000 円 ・自宅 新築又は購入から5年以内 3,500 円 新築又は購入から5年以降 2,500 円	異	支給額等	224 千円	112,000 円
通勤手当	・交通機関利用者 58,000 円まで全額 58,000 円以上は 58,000 + 越えた額の2分の1 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて2,500円~48,400円	異	支給額等	15,814 千円	104,039 円
管理職手当	・課長及び課長相当職 給料月額の100分の9 ・主幹 給料月額の100分の7	異	支給率	7,302 千円	405,666 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合 ・課長 3,000 円 ・主幹 2,000 円	異	支給額等	136 千円	27,200 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・基本額 23,000 円、距離に応じて 加算額 6,000円~45,000円	同	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	基準日(11月から翌年3月までの各月の初日)において、津島地区の公署に在勤する職員に支給 ・基準日における職員の世帯等の区分に応じた額	同	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき 5,000 円	異	支給額等	2,275 千円	16,366 円

6 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等		
	浪 江 町	(参考)類似団体における最高/最低額	
給 料	町 長	399,000 円 ( 798,000 円 )	854,000 円 / 215,100 円
	副 町 長	441,000 円 ( 630,000 円 )	710,000 円 / 288,000 円
報 酬	議 長	302,000 円 ( 302,000 円 )	420,000 円 / 226,500 円
	副 議 長	256,000 円 ( 256,000 円 )	360,000 円 / 180,000 円
	議 員	235,000 円 ( 235,000 円 )	345,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町 副 町 長	( 25 年度支給割合 ) 2.90 月分	
	議 副 議 長 員	( 25 年度支給割合 ) 2.90 月分	
退 職 手 当	町 副 町 長	( 算 定 方 式 ) ( 1 期の手当額 ) ( 支給時期 ) 給料月額 × 在職月数 × 100 分の 48 9,192,960 円 任期終了後 給料月額 × 在職月数 × 100 分の 29 6,138,720 円 任期終了後	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職 員 数 の 状 況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

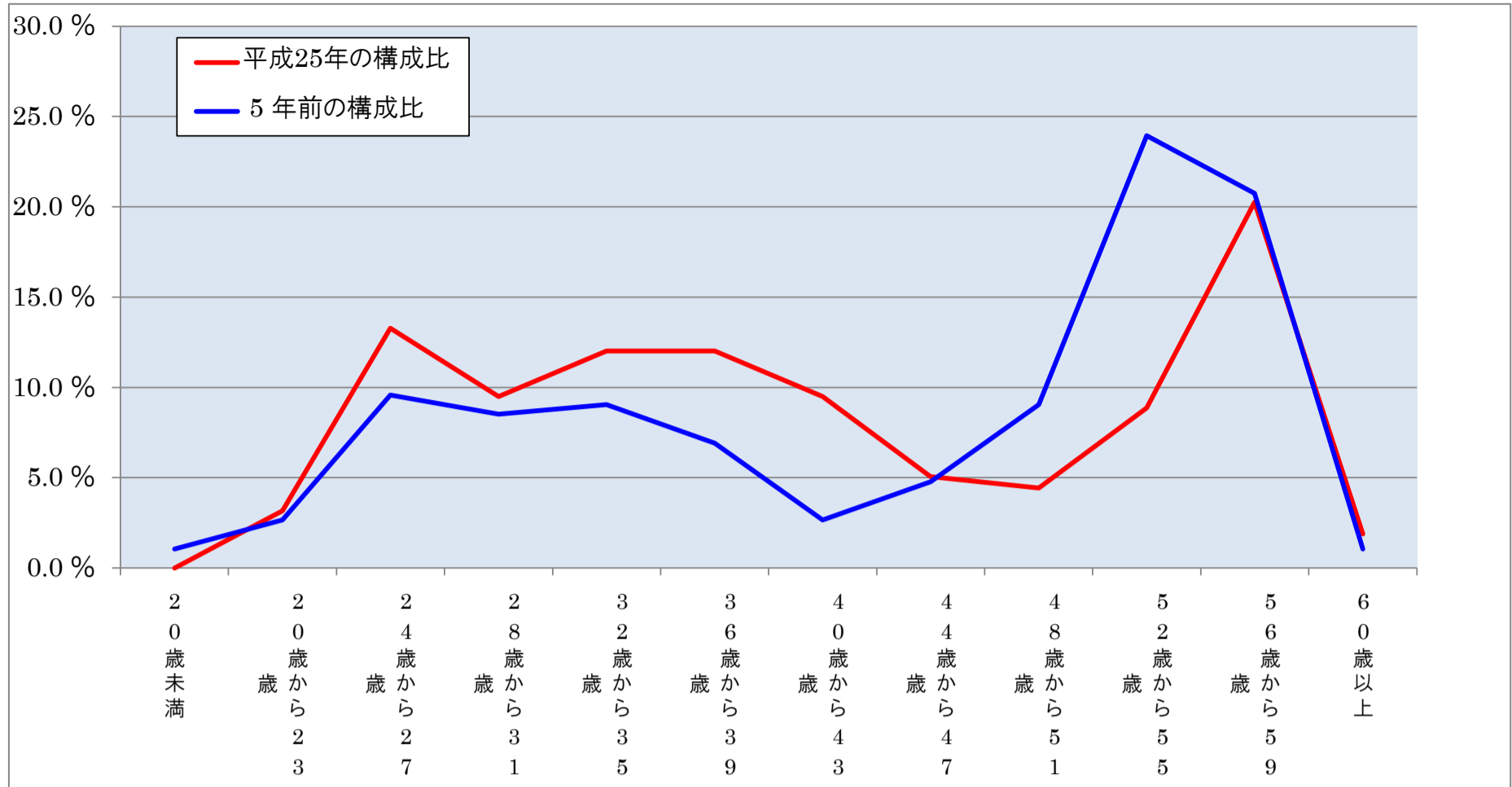
(各年4月1日現在)

	職 員 数 ( 人 )		対前年度 増 減 額	主 な 増 減 理 由	
	25 年度	24 年度			
普 通 会 政 部 門	議 会	3	3	0	
	総 務	67	59	8	業務増により
	税 務	7	7	0	
	民 生	18	24	6	事務の統廃合、縮小により
	衛 生	17	12	5	業務増により
	農 林 水 産	5	8	3	事務の統廃合、縮小により
	商 工	2	3	1	事務の統廃合、縮小により
	土 木	4	5	1	事務の統廃合、縮小により
	計	123	121	2	〔参考〕 人口 10,000 人 当 たり 職 員 数 62.50 ( 類似団体の人口10,000人当たり職員 69.26 )
	教 育 部 門	15	18	3	
消 防 部 門	0	0	0		
小 計	138	139	1	〔参考〕 人口 10,000 人 当 たり 職 員 数 70.12 ( 類似団体の人口10,000人当たり職員 88.39 )	
会 公 計 営 部 企 門 業	水 道	3	3	0	
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	13	13	0	
	小 計	19	19	0	
合 計	157	158	1	〔参考〕 人口 10,000 人 当 たり 職 員 数 79.78	
	[ 201 ]	[ 201 ]	[ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。



(2) 年齢別職員の状況(平成25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	21人	15人	19人	19人	15人	8人	7人	14人	32人	3人	158人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		130	127	125	123	121	123	△7(△5.4%)
教育		32	31	32	29	18	16	△17(△53.1%)
普通会計計		162	158	157	152	139	139	△24(△14.8%)
公営企業等会計計		26	26	23	23	19	19	△7(△26.9%)
総合計		188	184	180	175	158	158	△31(△16.5%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

平成24年度は水道事業会計からの職員給与費支出なし。

### Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件状況

(1) 職員の勤務時間については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等により定められています。

職員の勤務時間は、原則として1週間につき38時間45分とし、勤務の割振りは月曜日から金曜日までとしています。また、1日の勤務時間の割振りは午前8時30分から午後5時15分までとし、その途中に1時間の休憩時間を設け、7時間45分としています。ただし、業務の性質上、上記によることが適当でない職員については、特別の定めをしています。

(2) 休暇についても、勤務時間と同様に条例等により定められています。休暇等の種類には、年次休暇、療養休暇、特別休暇（夏季、結婚、産前産後、子の看護、忌引、ボランティア活動等）、育児休業、介護休暇等があります。

(3) 年次休暇は、年20日与えられ、その年次は1月1日に始まりその年の12月末日に終わります。年次の途中で採用された職員には採用された月に応じて2日から18日までの範囲内で定められた日数の年次休暇が与えられます。また、その年次に使用しなかった年次休暇の日数は、翌年次に限り繰り越して使用することができます。年次休暇の平均取得日数（25年1月1日から12月31日までの間における一人当たりの日数）は、11.9日でした。

(4) 育児休業の取得状況等は次のとおりです。

育児休業等に関する制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する条例等により定められており、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政運営を円滑に資することを目的として設けられている制度です。

取得者数		取得期間				
男	女	3ヶ月以下	3ヶ月超え 6ヶ月以下	6ヶ月超え 9ヶ月以下	9ヶ月超え 1年以下	1年超え 3年以下
0	2	1	0	0	0	1

#### IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことが出来ない場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。また、懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対する制裁として規律の維持を目的として科するもので

分限処分の件数					処分の主な理由
免職	休職	降任	降格	計	
0	0	0	0	0	—
懲戒処分の件数					処分の主な理由
免職	停職	減給	戒告	計	
0	0	0	0	0	—

#### V 職員の服務の状況

職員の服務の根本基準は、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。この趣旨を具体的に実現するため、同法では、営利企業等の従事制限等を職員に課しており、その他にも職務命令等に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等の義務を地方公務員に課しています。

なお、本町における営利企業等への従事許可の状況（地方公務員法第38条第1項の規定による任命権者の許可を受けたもの）は次のとおりです。

申請件数	承認件数	承認した主な内容
0	0	—

## VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

地方公共団体の事務を効率的に執行することは、住民の福祉増進のためにも必要不可欠です。最少の経費によって最大の効果を上げるためには、職員一人ひとりの能力を開発することが必要となります。当町では、限られた財源の中で、よりの確に住民ニーズに応じていくために、職員の意識改革や能力向上のための研修を引き続き実施します。

### (1) 研修の実施状況

(平成25年度)

研 修 内 容	人員	期 日	実 施 団 体 ・ 研 修 先
新規採用職員及び派遣職員の浪江町内視察研修	23	5/1	浪江町役場
生活習慣病予防講座	15	5/27	浪江町役場
メンタルヘルスセミナー	33	6/4・6/12～13	浪江町役場
職員の心の健康回復事業グループワーク	103	10/22～23・	浪江町役場
放射線基礎セミナー	120	1/22・1/24	浪江町役場
新採用職員研修（前期）	3	4/8～12	ふくしま自治研修センター
新採用職員研修（前期）	2	4/15～19	ふくしま自治研修センター
新採用職員研修（前期）	3	4/22～26	ふくしま自治研修センター
新採用職員研修（前期）	2	5/13～17	ふくしま自治研修センター
新採用職員研修（前期）	3	5/20～24	ふくしま自治研修センター
新採用職員研修（前期）	3	5/27～31	ふくしま自治研修センター
新規採用職員（後期）研修	3	10/7～11	ふくしま自治研修センター
新規採用職員（後期）研修	2	10/21～25	ふくしま自治研修センター
新規採用職員（後期）研修	4	10/28～11/1	ふくしま自治研修センター
新規採用職員（後期）研修	3	11/11～15	ふくしま自治研修センター
新規採用職員（後期）研修	1	12/2～6	ふくしま自治研修センター
新規採用職員（後期）研修	3	12/9～13	ふくしま自治研修センター
基本力アップ研修(採用4年目研修)	1	7/24～26	ふくしま自治研修センター
基本力アップ研修(採用4年目研修)	2	9/9～11	ふくしま自治研修センター
基本力アップ研修(採用4年目研修)	2	11/6～8	ふくしま自治研修センター
応用力アップ研修(採用8年目研修)	2	6/13～14	ふくしま自治研修センター
応用力アップ研修(採用8年目研修)	3	7/22～23	ふくしま自治研修センター
応用力アップ研修(採用8年目研修)	2	8/26～27	ふくしま自治研修センター
新任係長研修	1	5/8～10	ふくしま自治研修センター
新任係長研修	2	6/3～5	ふくしま自治研修センター
新任係長研修	2	7/8～10	ふくしま自治研修センター
新任係長研修	2	7/31～8/2	ふくしま自治研修センター
新任係長研修	1	8/20～22	ふくしま自治研修センター
新任課長研修	1	6/26～27	ふくしま自治研修センター
新任課長研修	1	7/1～2	ふくしま自治研修センター
新任課長研修	1	7/11～12	ふくしま自治研修センター
新任課長研修	1	7/30～31	ふくしま自治研修センター
新任課長研修	1	8/28～29	ふくしま自治研修センター

研 修 内 容	人 員	期 日	実 施 団 体 ・ 研 修 先
土木職員専門研修	1	6/6～7	福島市
中越大震災ネットワークおぢや研修会	3	8/1～2	只見町
整備管理者等講習会	2	11/15	郡山市
主任介護支援専門員研修	1	10/28～12/12の9日間	郡山市
復興まちづくり学校セミナー	2	11/9～10	宮城県仙台市
放射線管理入門講座	2	12/2～6	茨城県東海村

## Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の健康の保持増進を図るとともに職場の安全を確保するため、労働安全衛生法を始めとする法令に基づき、安全衛生管理体制や作業環境の整備、健康診断、健康保持増進事業等を実施しています。

公務上・通勤途上の災害に遭われた職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金が療養補償、休業補償、障害保障等を行っています。

また、福利厚生事業を実施するとともに、職員の相互共済及び福利増進等を目的として、法令に基づき、福利厚生のための団体を設置しています。

### (1) 産業医及び衛生委員会の設置

職員の衛生及び健康の管理を行うため産業医を置くとともに、職員の危機及び健康障害を防止するための基本となるべき対策、公務災害の原因の調査及び再発防止対策その他職員の安全及び衛生に関することについて調査審議するため衛生委員会を設置しています。

### (2) 健康診断等の実施

項目	実施期日	受診者数
総合健康診断	8月7日、8日	98人
人間ドック	各医療機関指定日	43人
脳ドック	各医療機関指定日	32人
		人
		人

### (3) 公務災害等の発生及び認定状況

公務災害(件)		通勤災害(件)	
発生	認定	発生	認定
1件	1件	0件	0件

### (4) 福利厚生事業

ア 職員の相互共済及び福利増進を目的として、浪江町職員共助会を規約に基づき設置しています。

共助会は、職員(会員161人)からの会費(給料と扶養手当月額の千分の5に相当する額。平成25年度約3,000千円)で運営されています。

イ 職員の共済制度は、他の健康保険や厚生年金の制度と同様に地方公務員等共済組合法に基づき、職員と町において分担・拠出する財源により短期給付事業、長期給付事業、福祉事業等を行っています。

## 1 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員から、地方公務員法第46条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し地方公共団体の当局により適正な措置を取られるよう要求があった場合、公平委員会は、事案について審査を行い、これを判定し、その結果に基づいて、その権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告を行います。

件数については、次のとおりです。

要 求 件 数 (A)+(B)+(C)	審 査 結 果		取り下げ ( C )
	打ち切り ( A )	勧 告 ( B )	
0	0	0	0

## 2 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員から、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分について不服申し立てがあった場合、公平委員会は、口頭審理等の方法により審査を行い、その結果に基づいて、当該処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要があるときは、任命権者に対して職員が当該処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための指示を行います。

件数については、次のとおりです。

申 立 件 数 (A)+(B)+(C)	審 査 結 果		
	審 査 済 み ( A )	審 理 中 ( B )	中 断 ( C )
0	0	0	0